

☆令和8年5月号☆

駐在所だより

三田警察署

079-563-0110

犯罪発生状況 3月16日～4月15日 (駐在所管内)

- 広野駐在所管内 暴行1件 不同意わいせつ1件 ●四ツ辻駐在所管内 廃棄物処理法違反1件
- 小野駐在所管内 廃棄物処理法違反1件 (森林法違反含む)
- 志手原駐在所管内 廃棄物処理法違反1件 道路交通法違反(事故不申告)1件

自動車等と自転車等の安全な間隔 改正道路交通法の新ルール



車道における自動車等^{※1}と自転車等^{※2}の接触事故を防止するため、自動車等が自転車等の側方を通過する際のそれぞれの通行方法について明確化し、令和8年4月1日に施行！
警察庁から示された具体的な通行方法の目安は下記のとおりです。

(※1) 自動車、一般原動機付自転車及びトロリーバス (※2) 軽車両(自転車を含む)及び特定小型原動機付自転車



自転車等は、できる限り道路の左側端に寄って通行やね！



具体的な走行状況、道路状況や交通状況により「十分な間隔」等の定義は異なるため、常に安全を優先しましょう！



あくまで
目安です！

「十分な間隔」と「間隔に応じた安全な速度」

自動車等が自転車等の右側を通過する際、十分な間隔がないときは、その間隔に応じた安全な速度で進行しなければなりません。

理想的な通行方法：十分な間隔



少なくとも1メートル以上の間隔

自動車等が自転車等の右側を通過するときは、安全のためできる限り間隔を空けましょう！

十分な間隔が確保できない場合：安全な速度



時速 **20～30** キロメートル以下に

1メートルの間隔が確保できない場合は、時速20kmから30km程度まで減速しましょう！



路側帯

対象となる場所と状況

路側帯を通行中の自転車も対象。
歩道や自転車道を通行中の自転車は対象外です。

兵庫県警察
公式アカウントです。
下記の2次元コードを
チェック↓
ご登録下さい！



兵庫県警察
Facebook



兵庫県警察
X(旧 Twitter)



兵庫県警察
Youtube



兵庫県警察
Instagram